

〔研究紹介〕

マレーシアのイスラム金融を対象とする研究の論点

福島 康博（桜美林大学国際学研究所研究員）

本稿の目的

2001年9月に初めてクアラルンプールで現地調査を行って以来、私は国際イスラム大学(UIAM)への留学(2003-2005年)を経て、主にマレーシアを対象としてイスラム金融の研究を行っている。私が研究を始めた1990年代後半は、イランとパキスタンという有利子銀行を排除した国がイスラム金融の中心であったが、政情不安と経済の停滞によって両国の国際的な地位が低下した。代わって重要性が高まったのは、国内で従来型の有利子銀行とイスラム金融が共存しているマレーシアであった。マレーシアは、国政および一般市民レベルでのイスラムへの親和性、政治経済の安定に裏付けられた金融システムの発展、および東南アジアと中東、東アジアとを結びつけることができる地理上の優位性などがあいまって、現在、世界のイスラム金融の成長センターと目されている。

本稿では、マレーシアのイスラム金融を俯瞰しつつ、マレーシアのイスラム金融を研究対象とする際にどのような論点を設定することができるのかを整理していく。これは、先行研究での議論や、筆者が2007年に上程した博士論文での議論と最近の関心事等をまとめたものであり、今後のこの分野の研究の方向性を探るものである。

イスラム金融研究の焦点の変遷

イスラム金融研究といえば、これまではイスラムの視点からの研究が中心であった。すなわち、研究者の主たる関心事は、「利子がない」という取引形態をはじめとするイスラム金融の背景にあるイスラムの思想がどのようなものであるのか、そしてそのようなイスラムの思想がイスラム金融の中でどのように制度化していったか、という点に集中していた。これを論じるのは主にコーランやハディースなどを根拠とするシャリーア、イスラム法の研究者¹や、あるいはイスラム世界において商取引や金銭貸借がどのように実践されていたかに興味を抱く歴史学者²が中心となっていた。

しかしながら、イスラム金融における取扱資金が増して規模が大きくなり、社会的な需要や認知度が高まるにつれ、思想だけでなく各国のイスラム金融産業や個別のイスラム金融機関に対する実証的な分析が増えてきた。この背景としては、イスラム金融の社会的重要性が高まるにつれ、イスラム学研究者や歴史学研究者のみならず、政治学や開発学、経済学、経営学などの分野を専らとする研究者がイスラム金融に関心を抱き、それぞれの理

¹ イスラム金融において重要な概念の一つであるリバー(riba)の解釈をめぐる伝統的法学派の比較研究としては、Nabil A. Saleh. 1992. *Unlawful Gain and Legitimate Profit in Islamic Law*. London: Graham and Trotman を参照。

² 正統カリフ時代におけるリバーの実践については、M.ロダンソン.1978.『イスラームと資本主義』: 岩波書店を参照。

論や分析ツールを用いつつ研究を行うようになってきていることが挙げられる。この結果、イスラム金融に対する多様な分析・研究が蓄積されるようになってきている。

マレーシアのイスラム金融の論点

マレーシアのイスラム金融を対象として議論を行うにあたってまず重視すべきことは、イスラム金融をマレーシアのどの文脈に位置づけるかという点と、イスラム金融のどこに着目するか、という二つの点である。前者は、イスラム金融を何と関連付け、どのような視点からイスラム金融を議論するのかであり、後者はイスラム金融産業や個別の銀行のパフォーマンス、法律・会計制度、金融商品とその背景となるイスラムの思想、さらには預金者や借り手といった顧客などイスラム金融に関わる各要素のいずれかを議論の対象とすることである。すなわちイスラム金融を論じるにあたっては、「何を、どこから」議論したいのかを論者が明確に自覚している必要がある。

マレーシアのイスラム金融のどの要素に対して、どのような視点から議論することが可能であろうか。イスラム金融を位置づけることのできる文脈を中心に思いつくまま挙げてみると、以下ようになる。まず、国政レベルでの政治的文脈においては、1980年代前半におけるマハティールとアンワルによるイスラム化政策の一環としてとらえることができる。マレーシア初のイスラム銀行であるバンク・イスラム(Bank Islam Malaysia Berhad)は、政府主導の下、1983年に創設された。この時期のマレーシアは、イスラム行政を司る首相府イスラム開発局(JAKIM)の前身であるイスラム・センター(Pusat Islam)が1984年に創設されるなど、政府主導によるイスラム化政策が積極的に行われていた。こうした動向の中にイスラム金融を位置づけることが可能であり、この位置づけによって1980年代におけるイスラム化政策の対象範囲や普及の過程の一端を論じることができる。

イスラム金融を、イスラムの制度化という視点から議論することも可能である。イスラム銀行業専門銀行を設立する際の根拠となるイスラム銀行業法(Islamic Banking Act)は、1983年に成立した法律で、2008年1月現在、12のイスラム銀行業専門銀行がライセンスを取得している³。また、イスラム金融を対象とした会計制度として、現行のFRSi-1の前身であるMASBi-1が2003年に施行されている。イスラムの制度化は、マレーシアにおいては結婚や離婚といった家族法に関するもの、あるいは刑罰など刑法に関する分野においてすでになされており、イスラム銀行業法は、ムスリムの経済・金融分野における信仰の実践を担保することを目指す法律であるとみなすことができよう。

他方、イスラム金融を経済・産業の一分野としてとらえることも可能である。金融産業という視点に立てば、シャリーアに基づき利子を課さないイスラム金融は、利子を土台とする従来型の有利子銀行と競合する立場にある。2006年6月現在、両部門の総資産残高は、イスラム銀行部門では約1,174億リンギ、有利子の商業銀行部門では9,632億リンギとなっており、イスラム銀行部門は有利子銀行部門に対して約12.2%となっている⁴。中央銀行であるバンク・ヌガラ・マレーシア(Bank Negara Malaysia)は、2010年までにこの数値を20%まで高めることを目標に掲げており、そのための提言を『金融部門マスタープラン』

³ Bank Negara Malaysia. Official Website. <http://www.bnm.gov.my>

⁴ *Ibid.*,

で示している⁵。イスラム金融と従来型の金融とを比較することにより、マレーシアの金融の全体像を描くことが可能となる。

同じく産業部門の一つとしてイスラム金融をとらえた場合、ハラール産業との共通点を指摘することができる。ハラール産業とは、ムスリムが禁じられるもの(haram)であるとして接することができない豚肉やアルコール等に由来する成分が混入しないように作られる日用品を製造・販売する産業のことで、食料品、化粧品、服飾品、レストランなどがこれに該当する。商品化されたイスラムという意味では、イスラム金融において提供される預金や投資信託、保険といった金融商品・サービスも、食料品や化粧品などと同様、イスラムに適さないものを排除する形で成り立っている。市場経済とイスラムとの関連において、イスラム金融をその一形態とみなすことが可能である。

イスラム金融の利用者、すなわち預金者と借手手を分析対象とする研究を設定することもできる。マクロ的な視点からの考察としては、有利子銀行との比較、あるいは GDP との比較によって、イスラム銀行の融資先の特徴を明確化することができ、その背景にイスラム金融固有の要素の有無を探ることができる⁶。他方ミクロな視点に立てば、預金者の資産選択行動や借手企業の金融機関選択の行動が分析対象となりうる。これは、ムスリムと非ムスリムとの行動の違いを、クエスチョニアを用いて計量的に比較することにより、何らかの有意な差を見出すことが期待できる。残念ながらこの様な手法を用いた研究は、まだほとんど見受けられないため、今後取り組むべき課題であるといえる。

今日のイスラム金融の研究の方向性と一つとして、経営学的な視点からの分析が見られるようになってきている。すなわち、シャリーアをビジネス倫理(Business Ethic)の一つとみなし、イスラム金融業者のコーポレート・ガバナンス(Corporate Governance)を議論するという研究である⁷。この点は、イスラム金融業者自身も強く意識しており、シャリーアを遵守する企業統治として、シャリーア・コンプライアンス(Shari'ah Compliance)という言葉を用いている。実際、イスラム銀行業法の第3条(5)(b)において、各イスラム銀行業専業銀行に対してシャリーア顧問会議(Shari'ah advisory body)の設置を義務付けている。同会議は、当該銀行における金融商品・サービスや融資先の選定などにおいて反イスラム的要素を排除するという、イスラムの視点からのコーポレート・ガバナンスの機能を担っている。また、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility, CSR)という視点からイスラム銀行による融資活動に着目すると、豚肉やアルコールなどイスラムに反すると目される商品・サービスを取り扱う企業への融資がなされないとことから、イスラム金融がマレーシアのムスリム社会に対して社会的責任投資(Social Responsibility Investment, SRI)を担っている、とみなすこともできる。これらは、企業と社会との関係

⁵ Bank Negara Malaysia. 2000. *Financial Sector Masterplan*. Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia

⁶産業別の融資先の分析としては、中川利香.2006.「開発戦略とイスラム金融の融合の試み：イスラム銀行を中心に」鳥居高(編)『マハティール政権下のマレーシア：「イスラム先進国」を目指した22年』千葉：アジア経済研究所.225-258頁、および福島康博.2007.「イスラム金融の現状：カタールとマレーシア」武藤幸治(編)『多様化するイスラム金融市場と制度』東京：(財)国際貿易投資研究所.48-61頁を参照。

⁷企業倫理とイスラムについては、Rafik Issa Beekun. 1997. *Islamic Business Ethics*. Virginia: The International Institute of Islamic Thought.を参照。

性に対し、その土台にイスラムの思想が存在するとみなす立場に立っているものである。

今後の研究課題

以上述べてきたマレーシアのイスラム金融を対象とする研究の論点は、若干の例示にすぎず、上記以外の文脈においてイスラム金融を位置づけることや、イスラム金融の各分野に着目して分析・研究することは十分可能である。しかしながら、いずれの文脈、構成要素、分析ツールを採用しようとも、それらはマレーシアのイスラム金融の研究であることにはかわりない。むしろ、研究対象としてのイスラム金融に対し、多様な文脈の中で諸側面に焦点を当てることによって、イスラム金融を多面的・立体的に分析・考察することが、のイスラム金融研究においては重要である。

今後数年間のマレーシアのイスラム金融研究において、特に注目されるであろうテーマの一つは、先述したバンク・ヌガラ・マレーシアが策定した『金融部門マスタープラン』の進捗状況と、最終目標年である 2010 年までに提言がどの程度達成できたかという点である。『金融部門マスタープラン』の第 5 章では、市場原理の導入と適切な政府の介入によってイスラム金融市場の活性化を目指しており、そのためには法律・会計制度の拡充、税制改革、市場の整備、イスラム金融業者の増加等が必要であるとしている。

『金融部門マスタープラン』が当初の計画通りに進行しているか、あるいは 2010 年末において各種目標が達成できたかを検証することが、今後、マレーシアを対象とするイスラム金融研究者に求められる。しかしながらこの検証作業は、単にイスラム金融そのものに着目するだけでは不十分である。上述したようにイスラム金融を多様な文脈の中に位置づけるとともに、イスラム金融の諸側面に着目して様々な角度からの分析・検証が必要であろう。

参考文献

福島康博.2007.『イスラム銀行の思想とその制度化：マレーシアの場合』未出版.博士論文.